

川辺町木曾川右岸用水土地改良区 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、川辺町木曾川右岸用水土地改良区という。

2 この改良区の認可番号は、岐改区第517号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

所 在 名	地区となるべき地域
加茂郡川辺町大字下麻生地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字上川辺地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字石神地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字中川辺地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字西栃井地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字下川辺地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字下吉田地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字比久見地区	一部の土地
加茂郡川辺町字中野地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字福島地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字下飯田地区	一部の土地
加茂郡川辺町大字鹿塩地区	一部の土地

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 地域内にあるかんがい施設の維持管理
- (2) 水資源機構が行う木曾川右岸用水事業並びに岐阜県が行う県営土地改良事業によって造成された施設の維持管理

2 この土地改良区は、前項各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、水資源機構が行う木曾川右岸用水事業並びに岐阜県が行う県営土地改良事業によって造成された施設の維持管理を委託された場合は、これを受託する。

4 この土地改良区は、水資源機構が施行する木曾川用水事業によって造成された施設の維持管理を共同して行うため、木曾川右岸用水土地改良区連合に所属する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は加茂郡川辺町中川辺1518番地4に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、加茂郡川辺町役場が指定する掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は加茂郡川辺町が発行する広報に掲載するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は30人とする。

第9条 総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項のただし書きに規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項のただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回、3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

- 2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日(通知で別に定めるときは、その日時)までにこの土地改良区に提出してしなければならない。
- 3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連帯管理保全計画の許可の申請、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の継承その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の数)

第18条 この土地改良区の役員定数は、理事14人及び監事3人とする。

- 2 前項の役員定数のうち理事3人は、組合員でない者とする。
- 3 第1項の理事定数のうち9人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者(組合員である法人の業務を執行する役員を含む。)とする。
- 4 第1項の監事定数のうち1人は、法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。
- 5 第2項の組合員でない理事のうち、2人は女性とする。

(役員を選任)

第 19 条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第 20 条 理事は理事長 1 人を互選するものとする。

第 21 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 22 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 24 条 役員任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び法第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による決議の取り消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員に係るときは、その任期は前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第 25 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第 4 章 経費の分担

(経費の分担の基準)

第 26 条 第 4 条第 1 項各号に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 この土地改良区の所属する木曾川右岸用土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき

地積割に賦課する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金等)

第27条 この土地改良区は、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第25条の規定に基づき水資源機構が行う木曾川用水管理事業（木曾川右岸地区）の負担金を負担する。

- 2 前項の負担金に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

第28条 この土地改良区は法第91条の規定に基づき、岐阜県が行う県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、工区に要した費用を各工区毎、工種毎、施行年度毎に用途別、地積割に賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分後の換地の地目別、地積割に賦課する。

第29条 この土地改良区は、川辺町分担金徴収条例第1条の規定に基づき、加茂郡川辺町が地区内で行う土地改良事業（土地改良施設の新設、改良及び維持管理事業）の分担金を受益の範囲で負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課金等徴収の方法)

第30条 前4条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期・方法及び夫役現品の金銭換算の基準並びに負担金の算定基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第31条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

- 2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第32条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第33条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき県営特定農業用管水路等特別対策事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 34 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第 35 条 第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条又は第 33 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金百円につき一日金四銭の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料百円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を加茂郡川辺町が処分する場合には、さらにその徴収金額の百分の四に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 土地改良区連合の議員

(議員の選出)

第 36 条 木曾川右岸用水土地改良区連合の議員は、この土地改良区の組合員のうちから理事会で選出する。

- 2 前項の議員の定数は、6 人とする。
- 3 議員の任期は、木曾川右岸用水土地改良区連合の定款の定めるところによる。

第 6 章 雑 則

(係及び委員会)

第 37 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置く。
- 3 理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を決める。

(加入金)

第 38 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

- 2 前項の加入金の額は、10 アールにつき金 5,000 円の範囲内において総代会の議決により決める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 39 条 前条の規定による加入金、法第 43 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第 35 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 40 条 この土地改良区に、基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第 41 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第 42 条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区または土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(事業年度)

第 43 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(手数料)

第 44 条 土地改良区が発行する諸証明書については、交付手数料として一件につき金二百円を徴収する。又、土地改良区が管理する図書等の写しの交付については、手数料として一回につき金二百円を徴収する。ただし、公共団体等が公用のために使用する場合はこの限りでない。

(電磁的方法)

第 45 条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 46 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款の定めるもののほか、規約で定める。

附 則

- 1 この定款変更により増加した役員の定数について最初に選挙される役員の任期は、第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、現任役員の任期満了の日までとする。
- 2 この定款変更により増加した総代の定数について最初に選挙される総代の任期は、現任総代の任期満了の日までとする。
- 3 この定款は、知事の認可のあった日（昭和 44 年 4 月 3 日認可、岐阜県指令農計第 14 号）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（昭和 45 年 3 月 18 日、岐阜県指令農計第 87 号の 27）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（昭和 47 年 6 月 20 日、岐阜県指令農計第 16 号の 11）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（昭和 48 年 4 月 11 日、岐阜県指令農計第 6 号）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（昭和 53 年 7 月 31 日、岐阜県指令農計第 10 号の 21）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（昭和 55 年 3 月 18 日、岐阜県指令農計第 9 号の 24）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（昭和 59 年 1 月 9 日、岐阜県指令農計第 9 号の 25）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（昭和 63 年 8 月 25 日、岐阜県指令農計第 9 号の 28）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 2 年 5 月 2 日、岐阜県指令農計第 9 号の 4）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 5 年 4 月 28 日、岐阜県指令農計第 9 号）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 5 年 7 月 6 日、岐阜県指令農計第 9 号の 12）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 6 年 4 月 12 日、岐阜県指令農計第 9 号の 2）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 13 年 4 月 13 日、岐阜県指令中可農山第 65 号）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 16 年 4 月 15 日、岐阜県指令中可農山第 120 号）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 18 年 9 月 21 日、岐阜県指令可農林第 1372 号）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 19 年 4 月 10 日、岐阜県指令可農林第 102 号）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認可のあった日（平成 20 年 8 月 12 日岐阜県指令可農林第 1679 号）から施行する。ただし、この定款変更中第 8 条の規定の変更は、現任総代の任期満了による次期の総選挙から、第 16 条並びに役員選任規程第 2 条第 2 項の規定の変更は、現任役員任期満了による次期の役員改選から施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認可のあった日（平成 21 年 4 月 17 日、岐阜県指令可農林第 87 号）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認可のあった日（平成 22 年 4 月 27 日、岐阜県指令可農林第 172 号）から施行する。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認可のあった日（平成 27 年 4 月 3 日、岐阜県指令可農林第 2229 号）から施行する。

附 則

この定款は、川辺町木曾川右岸用土地改良区定款の令和 2 年 3 月 14 日一部改正による岐阜県知事の認可のあった日（令和 2 年 4 月 7 日岐阜県指令可農林第 2015 号）から施行する。ただし、この定款変更中第 8 条の規定の変更は、現任総代の任期満了による次期の総選挙から、第 18 条並びに役員選任規程の変更は、現任役員任期満了による次期の役員改選から施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則

この定款は、川辺町木曾川右岸用水土地改良区定款の令和 6 年 3 月 16 日一部改正による岐阜県知事の認可のあった日（令和 6 年 4 月 4 日岐阜県指令可農林第 195 号）から施行する。ただし、この定款変更は、現任総代の任期満了による次期の役員改選から施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認可のあった日(令和 年 月 日、岐阜県指令可農計第 号)から施行する。